

第 6631 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行
		リーダスクラブFAXニュース (2021年)令和3年 3月 2日 火曜日

発行所	三輪厚二税理士事務所 / 顧問料不要の三輪会計事務所 (編集・発行: 税理士 三輪厚二) 大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL: 06-6209-7191 WEB: https://www.zeirishi-miwa.co.jp
-----	--

♠ 給与等に係る源泉所得税と不納付加算税

Q : 給与に係る源泉所得税を納付し忘れてしまいました。不納付加算税が課されない場合があるようですが、それはどのような場合ですか？

A : 次の場合は、不納付加算税がかかりません。

【解説】

給与等に係る源泉所得税は、原則として、当月分は翌月の10日までに納付しなければならず、納付しない場合は、不納付加算税の対象になるとされています。

ただし、その法定納期限までに納付する意思があったと認められる一定の場合については、法定納期限から1ヵ月を経過する日までに納付をすれば、不納付加算税が課せられないこととされています。

この場合の法定納期限までに納付の意思があったと認められる場合とは、法定納期限の属する月の前月末から1年前の日までの間に法定納期限が到来する源泉所得税について、次の①及び②に該当する場合をいうとされています。

- ①納税の告知を受けたことがない場合
- ②納税の告知を受けることなく法定納期限後に納付された事実がない場合

つまり、この①及び②のいずれにも該当する場合は、期限内納付がなかった場合でも、法定納期限から1ヶ月を経過する日までに納付すれば、不納付加算税は課されないということです。



【三輪厚二税理士事務所(大阪市中央区)】